

令和8年1月から 精神障害者保健福祉手帳2級の方が 新たに助成対象となります

自立支援医療（精神通院医療）指定医療機関



調剤薬局



病院・クリニック



訪問看護

自己負担 原則 1割

精神科の通院治療にかかる医療費を無償化します

【例】 総医療費10,000円、保険負担割合3割の場合

医療費総額（10,000円）

医療保険 (7,000円)	自立支援医療 (2,000円)	自己負担 (1,000円)
------------------	--------------------	------------------

* 自立支援医療を併用した医療費のみが重心医療の助成対象となります。

* 入院費、内科・外科受診に係る通院費は助成の対象外となります。

重心医療の対象

医療費助成の流れ

重心医療受給資格登録申請は、精神障害者保健福祉手帳2級の所持で申請が可能ですが、医療費助成を受けるには、自立支援医療と重心医療の両方の受給者証が必要です。

受給資格登録を受けた後に発生した自立支援医療適用後の医療費が助成対象となります。

埼玉県内の医療機関を受診したとき

現物給付

窓口での支払いはありません

※医療機関により償還払いとなることもあります。

埼玉県外の医療機関を受診したとき

償還払い

窓口で自己負担金（原則1割）を支払い、後日、市役所へ請求書と領収書の提出をし、お振込みでの助成となります。

注意事項

- ・ 65歳以上で精神障害者保健福祉手帳を初めて取得した方は対象外となります。
- ・ 所得に応じた支給制限があります。